

令和4年10月17日

令和4年第10回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年10月17日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲	9番	中尾 正浩
10番	黒崎 友美	11番	塚田由美子	12番	原田 孝親
13番	林 聖文	14番	藤村 浩司	15番	刀裨明 薫
16番	森川 稔己	17番	清弘 進	18番	梅川 仁樹
19番	常藤 隆彦				

3 本日の総会に欠席した委員

無し

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	上田 直美	由宇支所	小池 泰弘
周東支所	金子 健太郎	周東支所	沖田 史典
錦支所	大谷 彰弘	美和支所	石川 育代

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内19名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

13番	林 聖文	14番	藤村 浩司
-----	------	-----	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第39号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
議案第40号 農用地利用集積計画について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 農地埋立届
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、19名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、13番 林聖文委員と、14番 藤村浩司委員を、指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、「議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、田及び畑。面積は、3,629㎡ほか3筆で、合計7,593㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の耕作不便のための要望です。権利の種類は所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

はい、それでは追加説明をいたします。始めに譲受人と譲渡人との関係がありますが、譲受人は譲渡人のお兄さんであります。父親が違うという、このことでもあります。申請地の■■番■■番、あの画面でいきますと、左の方ではありますが、譲受人の自宅の周辺、隣ではありますが、通津の出張所から西へ6.1kmの場所に位置している農地であります。譲受人は以前より遠方に居住する譲渡人の農地の維持管理を行ってきております。また一部の農地については耕作の手伝いをしておりました。この度、譲渡人が遠方であることにより、農地を所有し維持管理、耕作することが難しくなってきたということのようであります。当該申請地が兄である譲受人の周辺にある等の理由から、贈与により譲受人に譲渡することとしたものであります。譲渡人としては、当該農地の荒廃を危惧しておりまして、この度の申請人からの譲り渡しの申し出と利害が一致したため申請地を贈与し、有効活用してもらいたいと

考えているとのことであります。■番においては荒廃が進み、一部山林化しております。少しずつ伐採や草刈りを行い、耕作可能な農地にしていく予定とのことです。また現況が畑地、休耕の状況になっておりますが、■番については果樹、雑木等が混在をしています。雑木等、伐採整備して果樹畑、柿、柑橘類として維持していく予定とのことであります。現在、稲作が行われております■番■、■番■、画面の右の方であります。それについては引き続いて稲作を行う方針だということです。通作距離は自宅からであります。1.3 km、軽トラで10分か15分くらいでございます。

9月30日に譲受人と面談をいたしました。調査項目に従って現地調査を行いました。営農計画書の点検、農機具の保有状況も確認をいたしました。従いまして3条許可は適当と思われま。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,143 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の労力不足による要望です。権利の種類は所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 9 番

それでは追加説明をいたします。申請地は愛宕出張所から南東1.3 kmの場所に位置している農地です。譲受人が、ある程度農地を保有しておきたいと思ったところ、知人である譲渡人から売却したいと相談があり、譲り受けることにしたということです。申請地周辺は、レンコンの産地であり、レンコンを栽培するということで、受け入れ人の自宅から6 kmの距離にあり、車で、10分程度で通える範囲であり、また譲受人の所有する農地の下限面積も要件を満たしております。

9月29日に事務局職員と現地調査を行ったところ、調査項目全て問題がなく、3条申請は認められると思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,667 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

はい、それでは説明いたします。申請地は周東総合支所から、南南東約2.1 kmに位置します。譲渡人は県外に居住しており、相続したものの、耕作出来ないため譲渡を希望し、譲受人は申請地のすぐ北側に居住しており、前の図で言えば、「議案」のところ、あそこが家ということです。自家用の水稲栽培と居宅の東の田で、長い間多種類の野菜を栽培し、JA 直売所に出荷しております。この申請地は長い間放棄地になっていて、灌木生えたり大きくなった雑草で、市道の通行の妨げとなっていたり、譲受人が家の前で、事故があっても嫌だからということで、譲渡されるなら欲しいと、以前から思っていたところで、仲介する方が現れ話がまとまったものです。譲受人は高齢ですが、そこを切り開き水稲栽培する、ということです。今までも手伝ってきた、県外にいる息子が帰省しながら農業機械を使って耕作していくということです。

9月30日支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番、5番の2件は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、2件について事務局より議案説明してください。

事務局

4番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳は畑及び田、現況、畑。面積は、827 m<sup>2</sup>ほか2筆で、合計1,219 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は譲渡人の耕作不便のための要望です。権利の種類は所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

#### 5番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、1,086㎡ほか3筆で、合計1,714㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲渡人の耕作不便のための要望です。権利の種類は所有権の移転です。これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では担当の隅委員、追加説明をお願いします。

#### 第 4 番

それでは、議案第37号4番について追加説明をいたします。申請地は錦総合支所から南西へ約5.8kmの場所に位置している農地です。譲渡人は両親が亡くなり、農地を相続しましたが、遠隔地に居住しているため、長年、譲受人に草刈りなどの管理をお願いしてきました。しかし高齢であり子供たちも遠隔地に居住しているため、譲受人に譲り渡すこととしたものです。譲受人は申請地の近隣に居住しており、野菜や果樹を栽培したいと考え譲り受けることとしたものです。

10月6日に調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

続いて、議案第37号5番について追加説明をいたします。申請地は錦総合支所から南西へ約5.8kmの場所に位置している農地です。譲渡人は両親が亡くなり、農地を相続しましたが、遠隔地に居住しており管理が出来ないため、譲受人と利用権設定を行い、耕作ならびに管理をお願いしてきました。しかし高齢であり、子供たちも遠隔地に居住しているため、譲受人に譲り渡すこととしたものです。譲受人はこの地域で主に水稻栽培をおこなっており、今後も水稻ならびに野菜を栽培したいと考え、譲り受けることとしたものです。

10月6日に調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

#### 議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

#### 事 務 局

#### 6番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、田、現況、畑。面積は、279㎡ほか、1筆で、合計976㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲

渡人の耕作不便のための要望です。権利の種類は所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。申請地は錦総合支所から西へ約 1.8 kmの場所に位置している農地です。譲渡人は両親が亡くなり農地を相続しましたが、遠隔地に居住しており農地の管理が出来ないため、農地を譲りたいと考えていたところ、近隣で農業を行っている譲受人に譲り渡すこととしたものです。譲受人は昨年定年退職し実家に帰り、父親が所有する農地を耕作しております。申請地の近隣に居住しており、経営規模の拡大を考えていたため、譲り受けることとしたものです。譲り受けた後は、栗を作付けするとのことです。

10月6日に調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、340㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

はい、追加説明をします。申請地は美和総合支所より、北北西に約6km、市道阿賀3号線沿いに位置する農地で地目は畑です。先月の総会において、空き家情報登録制度に登録されている、空き家に付随する農地の別段の面積の設定をご承認頂いた農地です。譲渡人は相続により農地を収得しましたが、遠方に居住していることから、適正に維持管理することが難しいため、譲渡人と話がまとまったとのことです。譲受人も自家用消費程度の作物を生産出来る畑を所有することを希望しております。

9月27日に、事務局と共に調査項目に照らし合わせ現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題になる点はなく許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、「議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事務局

説明の前に大変申し訳ありませんが、議案の修正をお願いしたいと思いません。農地区分欄ですが、2種と書いてある下に「農振農用地」と追記をお願いいたします。では説明させていただきます。

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、3,348㎡の内、52.84㎡、ほか2筆で、合計395.10㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場・駐車場・仮設トイレ・待機所及び仮設道です。権利の種類は賃借権の設定です。農地区分は、農振農用地内の第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地となりますが、転用期間が、令和5年3月31日までの一時的な転用として、許可の対象となるものです。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

はい、それでは説明をいたします。申請地は、玖珂支所より西北西へ約2.5kmのところの位置しております。借受人は山陽新幹線の法面改良工事を行うために来年3月31日まで、一時転用するというものです。利用計画は、作業用のヤードが342㎡、それからユニットハウス1棟6.75㎡、トイレ2基、産廃置場、資材置場、車両駐車場、仮設道路となっております。

9月22日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査しましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、農振農用地の一時転用となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、2,520 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場及び駐車場の設置です。権利の種類は所有権移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

はい、説明いたします。申請地は周東総合支所から、南南東に約1.7kmに位置します。37号の3番で説明いたしました、同じ譲渡人の田んぼで、前を見ていただいたら分かると思うのですが、灌木が生えた、もう長い間耕作放棄地となっております。譲渡人は県外に居住しており耕作出来ないため、譲渡を希望していました。譲受人は建設業が多忙となり、資材置場、駐車場等が手狭になったため申請地を求め、話がまとまったものです。盛土はあるものの、建物等、建設は行わないということで、雨水は自然流下で道路の側溝へ、としています。先ほどと同じで雑草等が道への妨げとなっていたところでもあります。周東の現地調査でも以前の現地調査でも問題となるところでもあります。

9月30日支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もないものと判断しております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は528 m<sup>2</sup>ほか1筆で1,769 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電システムの設置です。権利の種類は所有権の移転です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

はい、説明いたします。申請地は周東総合支所から南西に約1.1kmに位置

します。譲渡人は相続により入手したものの、高齢となり周辺に耕作者を探していたが、耕作者が見つからず譲渡を希望しておりました。譲受人は広島を本社に、山口県東部地域に太陽光発電事業を展開する会社で、建物等の障害のない日当たりの良い適地として申請地を求めたものです。

9月30日支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。周辺農地への影響もないものと思われま。パネル数は580枚です。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等はございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に「議案第39号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、897㎡ほか8筆、合計8,198㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、農用地区域への編入です。農地区分は2種農地です。

では担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは追加説明をいたします。申請地は南河内出張所から直線で南西へ約2.1kmのところの位置する農地です。記載の所有者の方々からの承諾を得て、地区の集落協定の代表者が申出人となっております。当地区では以前より中山間地域等直接支払交付金の活用により、各種取り組みを進めてきておりました。この度その後の営農意欲の高まりを受け、当該申請地についても、農用地区域へ編入し周辺と共に、中山間地域等直接支払交付金の対象農地として更なる活用を図るため、編入の申し出があったものです。

10月6日に事務局の職員と一緒に、調査項目に従い現地調査を行いました。申請地は9筆の農地で、一部は休耕の状態で、雑草の覆われている状態になっているところもありましたが、いずれも農地としての有用性は認められました。休耕等、荒廃化が進む一般的な状況下において、このように前向きな農地活用の取り組みは評価出来るものであり、周辺農地との効率かつ総合的な利用が図られる見込みがあり、農地利用計画の変更は適当と思われま。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を適格と認め、市長に回答します。

次に2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は、752 m<sup>2</sup>の内 84 m<sup>2</sup>、ほか2筆、合計 411 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。申請目的は一般住宅の建設です。農地区分は、1種農地です。

では担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第1番

はい、それでは説明をいたします。当地は南河内出張所より西に玖珂方面に3.5 kmのところにあります。田、並びに畑の一部を変更され、一般住宅の建設であります。どこか適当な所を探しておられましたが、当地が適当ということで提出をされました。変更理由は、現在アパートに住んで、二人目のお子さんが生まれ、手狭になり当地にされました。また農用地の利用集積等に問題はなく思います。当地は申し出者の所有土地であり、申し出を変更してもほかの農用経営等の農地に支障はありません。建設に関わる同意書並びに誓約書も添付され、問題はありません。

10月5日に事務局と現地調査に行っております。なお建設に関して支障となることは何もございませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので2番を適格と認め、市長に回答します。

次に3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番 岩国地区

土地の所在。地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は58 m<sup>2</sup>の内 2.25 m<sup>2</sup>です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は2種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので3番を適格と認め、市長に回答します。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事務局

4番 由宇地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は2,433㎡の内、4㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は携帯電話基地局です。農地区分は2種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので4番を適格と認め、市長に回答します

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番 玖珂地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は2,729㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、資材置き場の設置です。農地区分は2種農地です。

では担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第14番

はい、それでは説明いたします。申し出地は、玖珂支所奏より南南東へ約1.5kmのところに位置しております。転用後は、資材置き場として利用するということですが、すでに無断で埋め立てられております。始末書によりますと、平成28年に相続により取得したが、それ以前に亡父が近所の設備工事の業者に資材置き場として貸し付けていたということです。

9月22日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査をいたしました。問題はなく許可相当と思われ。皆様のご審議をよろしく願います。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので5番を適格と認め、市長に回答します

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は250㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は進入路およびカーポートの設置です。農地区分は第1種農地です。

では担当の藤中委員、追加説明をお願いします

第 5 番

それでは追加説明をいたします。申請地は周東総合支所より東南へ約7kmに位置する農地です。申請人は平成25年に当該地を売買により取得しました。併せて購入した隣接する敷地には、農家住宅を建築し、その際この土地に砂利を搬入し進入路として利用してきました。農地法の手続きの必要性については認知出来ておらず、無断転用については添付の始末書が提出されております。今回この土地に、進入路、カーポート2台分を作るにあたり、農業振興地域整備計画の変更が出されました。

9月29日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。その上で、進入路とする土地はこの当該地のほか無く、周辺の営農環境及び農用地の利用の集積の際の支障や、境界にある水路についても、分断や排水の阻害の支障を及ぼす恐れもないと考えられます。また、土地改良事業完了から8年以上経過しております。以上、農用地等以外の用途に供するために除外する場合の5要件は満たされていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので6番を適格と認め、市長に回答します

次に、7番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は429㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は駐車場の設置です。農地区分は2種農地です。

では担当の小川委員、追加説明をお願いします

第 6 番

はい、説明をいたします。申請地は周東総合支所より東へ約5.8km。国道437号線、祖生落合地区より北へ約1kmほど入った山間地にあります。申請人は申し出地の実家や農地を相続をいたしました。両親が亡くなり休耕地となって荒れてしまうので、管理するため現地まで車で通作することになるので、駐車場として整備したく、申請するものです。周辺には自分の土地以外に耕作地はなく、ほかに支障はないと思われま。

9月28日支所担当者と現地を調査しましたが、特に問題はないと思われま。ますので、ご審議をお願いします。以上です。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を適格と認め、市長に回答します

次に、8番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田および畑。面積は1,390㎡の内、518㎡ほか1筆、合計599㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は自己用住宅の建築です。農地区分は2種農地です。

では担当の常藤委員、追加説明をお願いします

第 19 番

それではご説明させていただきます。申請地は周東総合支所より2号線を西に4.87kmのところがございます。申請者の娘さんが、この春結婚して、農業をやることはもちろん、申請者達の身の回りの世話もする予定でしたが、娘さんのご主人が手狭なため一緒には住めんということで、今、娘さん夫婦は別居生活をしておられます。これではいけん、というので申し出者が自分の家のすぐ下の田んぼを、申請に出されたような訳でございます。

先月の29日に担当者の[ ]と一緒に調査いたしました。給排水までちゃんとした農地でございます。浄化槽を通して、雨水、生活用水は左側に川があるのですが、そこに処理すれば何ら問題ないと思っております。また提出書類のほうも調査項目に従って調査いたしました。何ら問題はなく適当であると判断して参りましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を適格と認め、市長に回答します

次に、9番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田および畑。面積は1,289㎡ほか5筆、合計3,284㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は資材置き場の設置です。農地区分は2種農地です。

では担当の小川委員、追加説明をお願いします

第 6 番

説明をいたします。申請地は周東総合支所より南東へ約5km。祖生小学校

というのがありますが、南に500mの位置にあります。申請地所有者は、兩人とも高齢となり、当該地は休耕となっており、申請人の資材会社より資材置き場として利用させて欲しいとの申し出を受け、農地を荒廃させるより有効利用することが良いと考えたということです。申し出地は農地の端に位置して、周辺農地の農地利用には支障がないと思われます。他に道路に接する資材置き場として十分な面積を確保する適地がないため、申し出地を選定したとのことで、農振除外を申請するものです。

9月28日に支所担当者と現地調査を行いました。問題は無いと思われます。ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を適格と認め、市長に回答いたします。

次に、10番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

10番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田及び畑。面積は1,702㎡ほか6筆、合計5,681㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は資材置き場の設置です。農地区分は2種農地です。

では担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 13 番

はい、当該地は周東総合支所より北西に約8.7kmの農地でございます。10月5日に調査に入りましたが、その前にこの申請に至るまでに、周東町時代から、ここの元々の社長がおられて、生コン屋さん、XXXXXXXXXXのその先代の社長が何とかしてくれないか、という話から始まって、その当時に行った時も、荒廃地で猪が住むようなところでございます。それでその時には、先代の社長がそのまま申請をあげて来られませんでしたので、そのままとなっております。それで、娘さんが代表取締役になられてこの間家に来まして、申請を出すからという話がございました。それで、これが今回の申請だと思ひます。

なお、この先代の社長は亡くなっていらっしやいますので、山口家庭裁判所周南支部より審判が下りて、許可相当と付属のものもついております。いずれにしても、もうどうにもならない荒廃地でございます。資材置き場ということで許可せざるを得ないであろうと、市の担当者とも協議いたしまして、そういうことでございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、10番を適格と認め、市長に回答いたします。

次に、11番を事務局より議案説明してください。

事務局

11番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は1,004㎡の内、1㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は2種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、11番を適格と認め、市長に回答いたします。

次に、12番を事務局より議案説明してください。

事務局

12番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は715㎡の内、1㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は2種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、12番を適格と認め、市長に回答いたします。

次に、13番を事務局より議案説明してください。

事務局

13番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は273㎡の内、2.25㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は2種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、13番を適格と認め、市長に回答いたします。

次に、14番を事務局より議案説明してください。

事務局

14番 錦地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は298㎡の内、60㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は1種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、14番を適格と認め、市長に回答いたします

次に、15番を事務局より議案説明してください。

事務局

15番 美川地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は272㎡の内、1㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は3種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、15番を適格と認め、市長に回答いたします。

次に、16番を事務局より議案説明してください。

事務局

16番 美和地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は437㎡の内、1㎡です。所有者は記載のとおり。申請目的は、携帯電話基地局です。農地区分は2種農地です。なお、本件は認定電気通信事業者が行う携帯電話基地局の設置であり、転用の許可を要しないこととなっております。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、16番を適格と認め、市長に回答いたします

次に、「議案第40号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より議案説明してください。

事 務 局

それでは説明します。本日この各筆明細の他に、地区別集計表も配布しておりますので併せてご覧ください。

ではまず一般分につきまして地区ごとに説明させていただきます。

1番 岩国地区 議案番号の40の1から2になります。合計件数2件、合計筆数5筆、うち田5筆。合計面積6,038㎡。作付けされる主なものは、レンコン、水稻となっています。

2番 由宇地区 議案番号の40の3から5。合計件数3件、合計筆数3筆、うち田3筆。合計面積2,920㎡。作付けされる主なものは、水稻、レンコン等となっています。

3番 玖珂地区 議案番号の40の6から10になります。合計件数5件、合計筆数12筆、うち田12筆。合計面積20,043㎡。作付けされるものは、水稻となっています。

4番 本郷地区 今回は該当がありません。

5番 周東地区 議案番号の40の11から25になります。合計件数15件、合計筆数41筆、うち田37筆、うち畑4筆。合計面積54,254㎡。作付けされる主なものは、水稻、レンコン等で、野菜が9筆となっています。

6番 錦地区 議案番号の40の26から28になります。合計件数3件、合計筆数6筆、うち田2筆、うち畑4筆。合計面積3,537㎡。作付けされるものは、ほとんどが野菜で花卉が1筆となっています。

7番 美川地区 今回は該当がありません。

8番 美和地区 議案番号の40の29から30まで。合計件数2件、合計筆数2筆、うち畑2筆。合計面積2,281㎡。作付けされるものは、栗となっています。

全域を合計しますと、合計件数が30件、合計筆数69筆、うち田59筆、うち畑10筆。合計面積は89,073㎡となっています。

契約期間別に集計しますと、3年未満が8件、3年以上6年未満が3件、6年以上10年未満5件、10年以上14件の、合計30件となっております。

権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定が20件、賃貸借による権利の設定が10件となっており、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の別ですが、利用権の終わりの期限は全て3月31日としておりますことから、11月設定では更新は無く、全てが新規となっております。

地目別の筆数で集計しますと、田、59筆、畑、10筆となっており、ほとんどが田となっています。

作物別では、面積が大きい順に、水稻、野菜、レンコン等となっています。  
次に、中間管理機構関係分について説明をさせていただきます。中間管理機構関係分は、合計件数1件、合計筆数2筆、うち田2筆。合計面積、3,757㎡。使用用途は農業施設用地となっております。

以上、各筆明細と集計の説明とさせていただきます。ただいま説明しました全ての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された、農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定頂いた後に、農林振興課において、令和4年11月1日に公告します。各筆明細にあります、利用権については、この公告をもって効力を発生いたしますので、公告日以降すみやかに、貸し手と借り手の双方に通知をします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明につきまして、しばらくご高覧、ご意見いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

では、お諮りします。

ただいまの事務局に説明について、何かご意見等ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について適当と認めることを決定します。

以上で、審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在。地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は979㎡、ほか1筆で、合計998㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、共同住宅の建設です。農地区分は市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田および畑。現況、畑。

面積は、243 m<sup>2</sup>ほか3筆、合計 261.93 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、建売住宅の建築です。農地区分は市街化区域です。

ほか4件、合計5件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事 務 局 1番 岩国地区  
土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、950 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は合意解約です。

ほか、3件、合計4件の通知がありました。

議 長 報告第4号 農地所有適格法人の報告書の提出について、事務局より報告してください。

事 務 局 1番 周東地区  
報告年月日は、令和4年8月26日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、7月1日から6月30日。法人形態は特例有限会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の届出がありました。

議 長 報告第5号 農地埋立届について事務局より報告してください。

事 務 局 1番 玖珂地区  
土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、589 m<sup>2</sup>ほか2筆、合計 2,594 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、耕地整理です。

以上、1件の届出がありました。

議 長 報告第6号 現況証明につきましては、ご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

次に「農地利用の最適化の取組を強化するための意見(案)について」を協議いたします。

この件につきましては、先月の総会の折、私のほうから説明いたしまして、本総会において、議案として提出すると申し上げましたけれども、その前に皆様方と協議して、また議案として提出したいと思いますので、ご協議のほ

うよろしくお願いいたします。

では、事務局より、案のほうの説明をしてください。

事務局

私の方からちょっと簡単にですね、説明させていただきます。

一枚紙になりますけれども、左上に「協議1」と書いてあります、これをご覧ください。この意見書というのがですね、農業委員会法第38条の規定によって提出する必要がありますので、この38条というのが、農地利用の最適化の推進に係る事項についてまとめる必要があるもので、それに係る農地の保全と有効利用ということで、違反転用の是正について、という意見(1)と(2)ということで、まとめております。(1)のほうは、農地の違反転用の是正等に関わる取組を強化するため、違反転用農地の指導や命令等が、確実に出来るような、法的な裏打ちを明確にすること、ということと、(2)が、農地違反転用に対して、各農業委員会が迅速かつ適正に対応できるよう、山口県農政部局、山口県農業会議、各農業委員会で違反転用の情報を共有する等、体制を整えること、ということにしております。裏面のほうにですね、(1)と(2)のそれぞれの補足として、具体的に書いております。ちょっとまた具体的なところはですね、帰られてまたよく見ていただいたら、と思っておりますので、何かご意見等ございましたらよろしくお願ひ出来たらと思ひます。

議長

ただ今、局長のほうから説明がありましたが、今時点で何かご意見等はございませんでしょうか。

では、今時点でのご意見がないようですので、もしご意見等がございましたら、今月末までに、事務局へ連絡をお願いしたいと思います。それらを踏まえまして、次回総会で農地利用の最適化の取組を強化するための意見(案)として、上程させていただく予定です。

そのほか伝達事項はございませんでしょうか。

事務局

本日ですね、お手元に、農地を転用する場合には農地法による手続きが必要です、というチラシを皆様にお配りしております。これは、農地転用手続きの必要性、および違反転用防止に係る周知のために、このチラシを今回作成いたしましたして、岩国地域農業再生協議会が今月末に発送する、「令和5年産水稻等作付希望調査票のご案内」というものの中へ同封をしております。対象人数、農業者の方約3,850名ということになりますが、一応お知らせです。以上です。

議長

そのほか、ありませんか。

事務局

机の方に、研修会のご案内ということでですね、11月16日の水曜日、次回総会を市役所の6階の全員協議会室で予定しておりますので、そちらの方にお集まり頂いて、総会終了後に農業会議の方から説明会の方を、というこ

議長

とで開催いたしますので、よろしくお願い出来たらと思います。

そのほか、委員の皆様方から伝達事項等ございませんか。

それでは、本日の総会は以上をもって終了したいと思います。

次回の定例総会ですけれども、今、説明がありましたように、終了後に山口県農業会議による研修会を開催いたしますので、いつもより30分早い開会となり、11月16日、水曜日午前9時半、岩国市役所6階全員協議会議室を予定しております。

ただし、新型コロナウイルスの感染症の今後の感染状況により開催方法や会場などが変わる可能性がありますのでよろしくお願いします。

また、本日の、農地巡回調査ですけれども、美和地区で私と片山職務代理及び、美和地区の正副担当の原田委員と上尾委員とで行います。美和総合支所に、午後2時に集合ですので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、この後、新規就農者との意見交換会を開催しますので、本日の講師を、「由宇地区の [REDACTED]」にお願いしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。準備等の都合がありますので、11時10分から、この場で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。  
お疲れ様でした。

#### 次回総会について

令和4年11月16日 水曜日 午前9時30分から岩国市役所6階全員協議会議室。

午前11時05分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会長 梅川仁樹

署名委員 藤村浩司

署名委員 林 聡文